

# 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

令和7年1月17日(金)

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室

環境経済室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1. 概要

- (1)意見募集期間:令和6年12月6日(金)～令和7年1月5日(日)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:4件うち有効件数4件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>【第七条関係】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎排出量の算定方法について、使用電力量等相当量の二酸化炭素を控除するものとして、再生可能エネルギーのみが取り上げられている。これは検討会の議論を経て案文化に至ったと承知しているが、JCMの推進の観点から言えば、森林由来など、吸収源、排出削減元の範囲を拡げるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の温室効果ガス算定・報告・公表制度における基礎排出量の算定及び基礎排出係数は、非化石証書等の環境価値の取引が反映される前の、各電力小売事業者の全電源の平均値を係数として用いており、非化石証書による調整が行われておらず本来環境価値を主張できないいわゆる「抜け殻電気」であっても排出ゼロと扱われる一方、非化石証書の購入や、グリーンな電力メニューの選択を行っても基礎排出量の算定においてはその取組が反映されないという課題がありました。そのため、温室効果ガス算定・報告・公表制度における算定方法検討会において、特定排出者の取組を適切に反映するため、基礎排出量の算定及び基礎排出係数に、非化石証書及び再エネ由来の国内のクレジット等の取引を反映すべきとされました。これを踏まえ、特定排出者の基礎排出量の算定に電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の算定方法については、非化石証書、グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減相当量及び再エネ由来 J-クレジットの取引を反映することとします。</li> <li>再エネ由来以外の J-クレジット等については、他者から供給されたエネルギーの属性を証明するものではないことから、引き続き調整後温室効果ガス排出量の算定において考慮することとしています。</li> <li>なお、本改正内容については、再度検討を行い、本政令改正では措置せず、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・</li> </ul>

	<p>国土交通省・環境省令第2号)の改正(令和7年1月26日までパブリックコメントを実施。)により措置することを予定しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出削減価値として算定できる、「合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合等」について、「等」で想定する具体的な技術について、別表で示すべきである。この別表は、今後の技術の進歩状況に応じて、随時追記されるべきである。</li> <li>・二酸化炭素を再利用しても、いずれは燃焼等の反応により二酸化炭素として排出される可能性があるため、1件当たりで算定できる排出削減価値の最大値を示すべきである。</li> <li>・原排出者とカーボンリサイクル燃料の利用者の排出削減価値の按分については、両者の力関係によって決まらないよう、最大値を示すべきである。</li> <li>・地球温暖化係数は別表で示すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス算定排出量の算定において考慮できるものについては、環境省令・経済産業省令で定めることと規定しており、技術の進展状況等に応じて、環境省令・経済産業省令の改正により対応する予定です。</li> <li>・また、回収による控除の方法の詳細については、環境省令・経済産業省令で定めることとしており、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)の改正(令和7年1月15日までパブリックコメントを実施。)により措置することを予定しています。</li> <li>・地球温暖化係数については、第4条で定めています。</li> </ul>
<p>【その他】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者のメニュー別排出係数の算定において、非FITについては、一度全国平均係数分の排出を計上し非化石証書調達分を控除するのではなく、排出ゼロとしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者ごとの排出係数の算出方法については、「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(20241120G局第1号・20241120資庁第1号・環地温発第2411223号)において定めております。今後必要に応じて見直しを検討してまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまだに「地球温暖化」対策と言っているのは世界から笑われる。温暖化とCO2は因果関係がなくCO2対策として講じられているものの方が圧倒的に地球環境に対してのみならず他の生き物たちへも害がある。政治的判断は国民の有益になるはずが逆に害となっており、正しい科学的知見と大きく掛け離れているため、根本的に考え直すよう求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850~1900年を基準とした世界平均気温は2011~2020年に1.1℃の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に引き続き取り組んでまいります。</li> </ul>

以上